

## 出席停止となるケース・期間

### ◎保育園に通う園児が・・・

#### ① 新型コロナウイルスに感染した場合

保健所から指示された自宅等での待機期間（入院の場合、入院期間を含む）を出席停止とする。

#### ② 濃厚接触者に認定された場合

保健所から指示された自宅待機期間を出席停止とする。

#### ③ 医師や保健所の指示でPCR検査を受ける場合（念のための検査を含む）

結果が判明するまでの期間を自宅待機とし、出席停止とする。

#### ④ 発熱等の風邪の症状がある場合

症状が消失するまで出席停止とする。発熱については解熱剤を使用せずに 37.4℃以下の状態が 24 時間続いていること。(R3.5.12 変更点)

#### ⑤ 味覚障害や倦怠感等、新型コロナウイルスが疑われる場合

登園所を控え自宅待機期間とし、出席停止とする。

#### ⑥ 感染の心配があり、登園所を見合わせる場合

※同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると施設長が判断する場合は出席停止とする。

※園児が通っている文化・スポーツ教室や地域活動等で新型コロナウイルス感染者が確認され、感染の可能性が否定できないなど、感染の心配があり登園所を見合わせる場合は出席停止とする。(R3.4.27 変更点)

## ◎園児と同居する家族等が・・・

### ⑦新型コロナウイルスに感染した場合

保健所から園児に対して指示された期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。

### ⑧医師や保健所の指示でPCR検査を受ける場合（念のための検査を含む）

家族等の検査結果が判明するまでの期間を、園児も自宅待機期間とし、出席停止とする。

### ⑨発熱等の風邪の症状がある場合

家族等の症状が消失するまで、園児も自宅待機期間とし、出席停止とする。

発熱については解熱剤を使用せずに 37.4℃以下の状態が 24 時間続いていること。

(R3.5.12 変更点)

※今後、国や県の新型コロナウイルス感染症に関する対応について、変化があった場合には、内容に変更が生じる可能性があります。

\*\*\*\*\*

### [川西市]新型コロナウイルス感染流行期における出席停止の取り扱いについて

※発熱などの相談と受診の流れ ～まずは電話で相談を～

- ・かかりつけ医がある場合は診療時間内に電話相談し診察ができるか確認する。
- ・緊急時や相談先に迷う場合は「発熱等・相談センター」へ電話相談

※伊丹健康福祉事務所（平日 9 時～17：30 分） ☎072-785-9437

※新型コロナ健康相談コールセンター ☎078-362-9980

（24 時間受付《土日祝日含む》）